四十二　私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×12,800円

算式の符号

A　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二　私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十三　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

離島振興法第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十四　地域鉄道支援に要する経費があること。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

四十五　渇水対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額

四十六　被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。

その年の一月一日から同年十二月三十一日までの間に発生した災害について、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十七　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十八　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十二　私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×12,800円

算式の符号

A　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二　私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十三　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

離島振興法第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十四　地域鉄道支援に要する経費があること。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

四十五　渇水対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額

四十六　被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。

その年の一月一日から同年十二月三十一日までの間に発生した災害について、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十七　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十八　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。